

Analysis of Wooden Tablets Excavated from
Dazaihu Hucho area SD2340 in the Kyushu
Historical Museum— With a focus on Wooden
Tablets related to Satsuma Province, Osumi
Province —

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-07-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 明希 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/607

九州歴史資料館における大宰府不丁地区 SD2340 出土木簡の調査

—— 大隅・薩摩国関係木簡を中心に ——

熊谷 明希

はじめに

本学文学部歴史学科の谷口満教授が主導する「新時代における日中韓周縁域社会の宗教文化構造研究プロジェクト」(文部科学省:「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」)の一環として、平成26年12月7日(日)～12月15日(月)に、関西・九州方面において学外調査を行った。筆者は日本古代南九州史を専攻しており、今回の調査は古代において大隅・薩摩両国に居住していた隼人に関する研究資料の調査を目的としたものである。

本報告では九州歴史資料館における大宰府不丁地区SD2340出土の大隅・薩摩国関係木簡の調査報告について述べていきたい。

1. 九州歴史資料館について

九州歴史資料館は福岡県小郡市三沢に位置し、県指定史跡三沢遺跡に隣接する(写真1)。館内には四つの展示室があり、第1・3・4展示室では常設展示が、第2展示室では特別展示がそれぞれ行われている。また、中庭からは文化

財整理室での発掘調査出土資料の整理作業や、最新の機器を備えた保存科学諸室の保存修復作業が見学できる。

九州歴史資料館は昭和46年(1971)から大



写真1. 九州歴史資料館



写真2. 九州歴史資料館における木簡調査の様子



写真3. 調査を行った大宰府不丁地区出土木簡

宰府跡の発掘調査を行っており、本遺跡から出土した木簡・土器・瓦等の遺物を収蔵している。今回の調査において、本資料館学芸員の松川博一氏の指導のもと、大宰府不丁地区 SD2340 出土木簡の調査を行った（写真2・3）。

II. 大宰府不丁地区 SD2340 出土大隅・薩摩国関係木簡について

1. 大宰府不丁地区 SD2340 について

大宰府は西海道を統括し、外交と防衛の任にあたるべく、筑前国に設置された律令制下の官司で、現在の福岡県太宰府市にその史跡がある（写真4）。

大宰府の中心である政庁の南側は広場になっていたことが発掘調査で明らかになっており、



写真4. 大宰府政庁跡

この広場の西に隣接し、東から西に並んで、不丁地区、大楠地区という官衙域が存在する（図1）。そして、広場と不丁地区とを区画する南北溝がSD2340である。

SD2340 から「天平六年」・「天平八年」の年紀のある木簡が出土し、共伴遺物はいずれも8世紀前半代に属する。これらの点から、本遺構は8世紀初頭前後に開削され、天平年間（729～749）に埋没したものと考えられている。

2. 大隅・薩摩国関係木簡の概要

不丁地区は七次（83・84・85・87・90・98・124次）にわたって発掘調査が行われ、その結果、合計186点の木簡が出土した。その中に大隅・薩摩国関係の木簡が計5点存在し、今回の調査で実見することができた。

以下では調査成果および『大宰府政庁周辺官衙跡Ⅴ—不丁地区遺物編2—』（九州歴史資料館2014）を参考に、その概要を記す。

●史料1「薩摩国枯根」

- ・木簡番号：219
- ・発掘回数：第87次調査
- ・寸法（ミリ）：259×44×6（「長さ×幅×厚さ」以下同）

上端の左右に切り込みがあり、ほぼ完形。国名が記されているが、「枯根」が何を指すのかは不明。

●史料2「鹿嶋六十四斗」

- ・木簡番号：220
- ・発掘回数：第87次調査
- ・寸法（ミリ）：184×18×3

上端が欠損し、肉眼による記載の判読も困難。

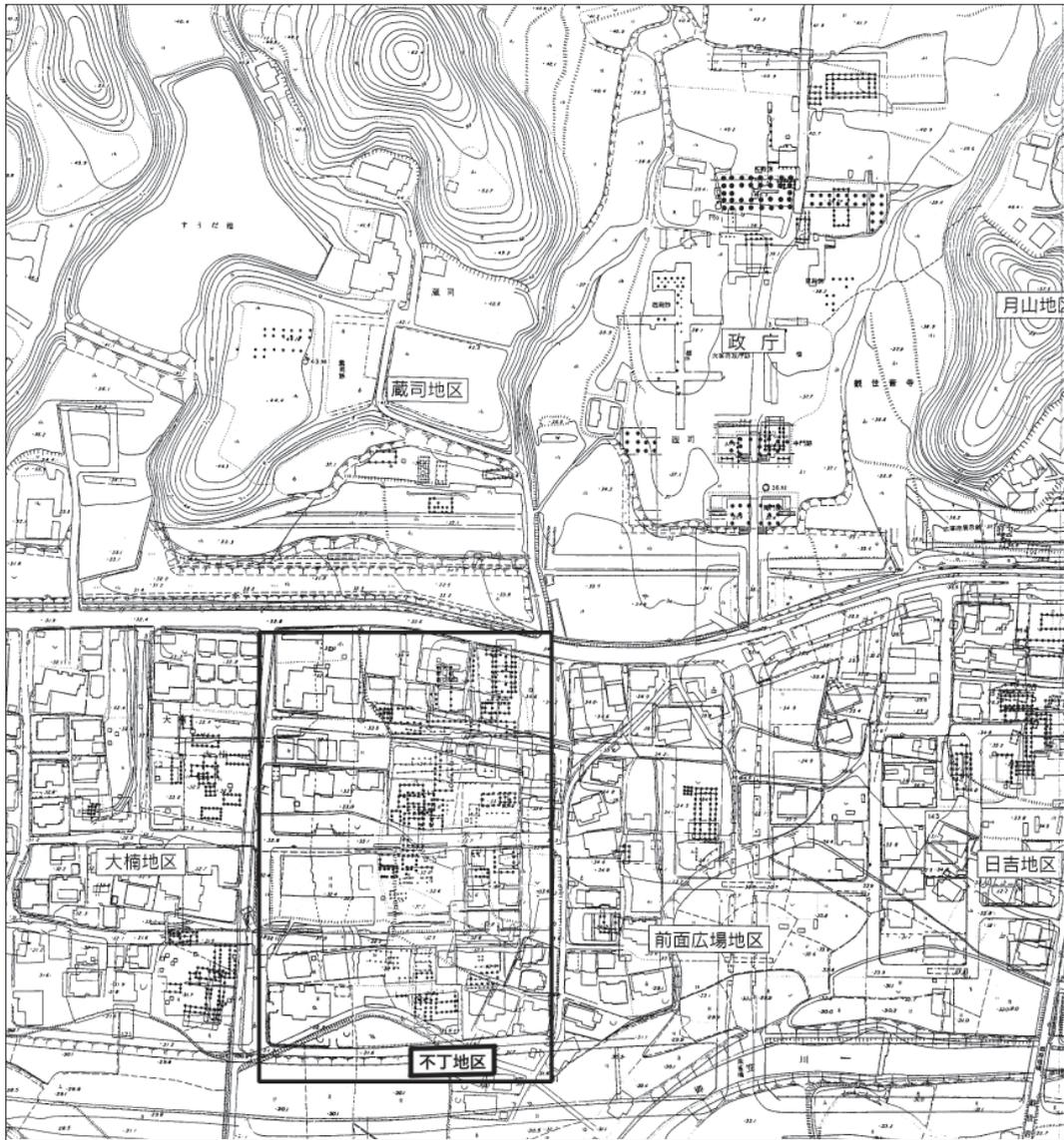


図1. 大宰府政庁跡及び周辺官衙跡検出遺構（『大宰府政庁周辺官衙跡Ⅲ—不丁地区遺構編—』より、一部改。）

「麿嶋」は郡が省略されているが、薩摩国鹿兒島郡の意か。また「六十四斗」と何らかの数量が記されている。

●史料3「薩麻穎娃」

- ・木簡番号：221
- ・発掘回数：第87次調査
- ・寸法（ミリ）：88×15×3

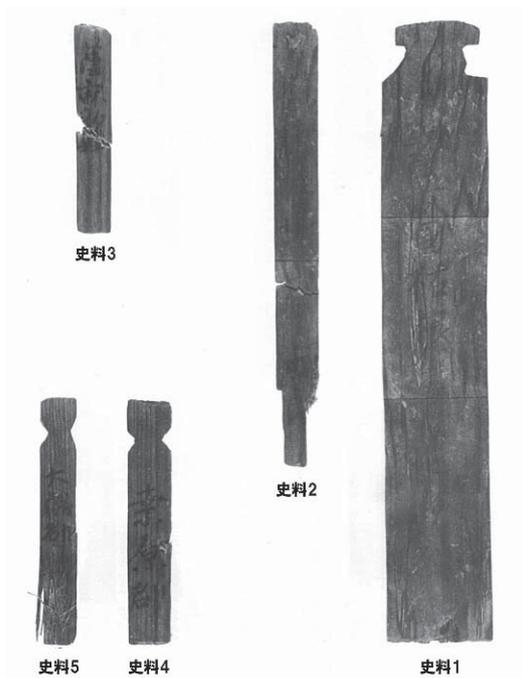
二辺に折れ、上端が欠損。「薩麻穎娃」の記

載があり、「穎娃」は薩摩国穎娃郡の意か。

●史料4「桑原郡」

- ・木簡番号：222
- ・発掘回数：第87次調査
- ・寸法（ミリ）：102×18×3

上端の左右に切り込みがあり、ほぼ完形。「桑原郡」は大隅国桑原郡を指し（「桑」は「桑」の異体字）、『和名類聚抄』によると国府所在



大宰府不丁地区 SD2340 出土大隅・薩摩国関係木簡

郡。

●史料5「大隅郡」

- ・木簡番号：223
- ・発掘回数：第87次調査
- ・寸法（ミリ）：105×15×4

上端の左右に切り込みがあり，下端表面に若干の損傷がみられるがほぼ完形。「大隅郡」は大隅国大隅郡を指す。

III. 隼人支配との関係

以下では8世紀における大隅・薩摩両国における隼人支配と本木簡との関係について，若干の考察を踏まえながら述べたいと思う。

1. 8世紀の大隅・薩摩両国における隼人支配

8世紀の大隅・薩摩両国における隼人支配を考える上で重要なのが，隼人郡と非隼人郡とい



図2. 薩摩国郡界図



図3. 大隅国郡界図

う行政区分である。

井上辰雄氏は、天平8年度「薩摩国正税帳」の「隼人一十一郡」という記載に着目し、隼人郡とは薩摩郡以下の十一郡で在地の隼人を中心に構成された郡であるとし、肥後国から移配された柵戸を中心に構成された出水・高城両郡(いわゆる非隼人郡)とは行政上区分されていたと指摘している(図2)。また、大隅国においても同様の区分が存在していたと理解しており、噲唼・始羅・大隅・肝属の四郡を隼人郡、桑原郡を非隼人郡とみている(図3)。

井上氏の理解に従うと、両国には在地の隼人系住民と、他国からの移住者である柵戸を中心とした非隼人系住民がそれぞれ居住し、前者は隼人郡、後者は非隼人郡を中心にそれぞれ居住していたということになる。また、『続日本紀』等の文献史料によると、大隅・薩摩隼人には定期的な朝貢と在京勤務が課せられており、この点は律令国家の隼人支配の特質の一つと評価することができる。

一方で、朝貢制以外の在地における隼人支配、特に調庸等の律令制的賦課の問題に関しては意見が分かれており、定説をみていない。

2. 大隅・薩摩国関係木簡の意義

先述した8世紀の大隅・薩摩両国における隼人支配の様相を踏まえた上で、改めて大隅・薩摩国関係木簡について考察していきたい。

まず、史料4「栲原郡」木簡についてである。『続日本紀』和銅6年(713)4月乙未(3)条には「割_二日向国肝坏_一・贈於_二大隅・始羅四郡_一、始置_二大隅国_一。」とあり、大隅国は日向国から肝坏(属)・贈於(噲唼)・大隅・始羅(羅)の四郡を割いて建国され、桑原郡はこの時は成立

していないことが分かる。この点は、大隅国において非隼人郡と隼人郡という行政上の区分が、当国の成立時には存在していなかったことを示す。桑原郡の文献上の初見は、『日本後紀』延暦23年(804)三月庚子(25)条であるが、本木簡の出土により、桑原郡は遅くとも天平期には成立したということになる。

次に史料2「薩麻穎娃」・史料3「甕嶋六十四斗」・史料5「大隅郡」をみていきたい。これらは隼人郡に関する記載と考えられ、隼人郡における令制的調庸賦課を示唆する史料と評価する見解もある。しかし、史料2・3・5の木簡は記載が国・郡名や数量のみと非常に簡略で、「国+郡+里(郷)+人名+品目」等が記された調庸の荷札木簡とは明確に異なり、隼人郡における調庸賦課を実証する史料とは言い難い。一方、史料3には何らかの数量が記され、史料5は上端の左右に切り込みがある付札の形状であるという点から、隼人郡から大宰府に何らかの貢納物がおさめられた可能性が高いといえる。

以上の点から、大宰府不丁地区SD2340出土大隅・薩摩国関係木簡は、8世紀の大隅・薩摩両国における隼人支配を考える上で、非常に重要な史料と筆者は評価する。

おわりに

以上、九州歴史資料館における大宰府不丁地区SD2340出土大隅・薩摩国関係木簡の調査成果を、8世紀における隼人支配の観点も踏まえて行った。

まず、史料4「栲原郡」木簡は、大隅国における隼人郡と非隼人郡の行政区分の成立を考える上でも重要な史料である。また、隼人郡関係の木簡と考えられている史料2「薩麻穎娃」・

史料3「麿嶋六十四斗」・史料5「大隅郡」は、調庸の荷札木簡と異なり、記載内容が非常に簡略であるため、隼人郡における調庸賦課を実証する史料とは言い難い。しかし、本木簡は隼人郡から大宰府に何らかの貢納物がおさめられたことを伺わせるものであり、8世紀における隼人支配を考える上で非常に重要な史料と評価することができる。

最後に、九州歴史資料館の松川博一氏には、ご多忙の中実習の受け入れを快諾して頂き、大宰府不丁地区SD2340出土木簡に関しご指導賜った。また、松川氏と同資料館学芸員の酒井芳司氏から、貴重な図書資料を多くご寄贈して頂いた。この場をお借りし、心より御礼申し上げたい。

参考文献

- ・九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報(2)』九州歴史資料館 1985、『大宰府政庁周辺官衙跡Ⅲ—不丁地区遺構編—』九州歴史資料館 2012、『大宰府政庁周辺官衙跡Ⅴ—不丁地区遺物編2—』九州歴史資料館 2014。
- ・井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題—隼人統治を中心として—」(同『正税帳の研究』塙書房1967)。
- ・中村明蔵「律令制と隼人支配について—薩摩国の租の賦課をめぐる—」(同『隼人の研究』学生社 1977,「天平期の隼人」(同『隼人と律令国家』名著出版1993)。
- ・伊藤循「隼人支配と班田制」(『千葉史学』4 1984)。
- ・永山修一「隼人支配の特質」(同『隼人と古代日本』同成社 2009)。
- ・菊池達也「律令国家の九州南部支配」(『九州史学』168 2014)。